

公衆浴場条例等及び旅館業法施行条例等の 改正に対する意見募集結果について

意見総数：3件

- (1) レジオネラ症対策の強化に関して：0件
 (2) 混浴制限年齢の引下げに関して：3件

混浴制限年齢の引下げに関して	
都民からのご意見・ご要望の要旨	都の考え方
<p>発育が良い子も多いため、小学生以上は別々に入浴させてください。</p>	<p>国は、混浴制限年齢に関する厚生労働科学研究の結果や年齢引き下げに係る意見募集に寄せられた意見等を踏まえ、衛生等管理要領[※]の混浴制限年齢に関する項目を「おおむね7歳以上」に改正しました。</p> <p>都は、この衛生等管理要領の改正を受け、条例改正を検討するに当たり、学識経験を有する者、営業者を代表する者、利用者や消費者を代表する者から組織されている東京都生活衛生審議会において、年齢の引下げについて審議をしていただき、混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げるべきとの答申を頂きました。</p> <p>これらを踏まえ、7歳以上と規定するのが適当であると考えています。</p> <p>同審議会では留意事項として、「営業者や都民が、混浴制限年齢の引下げについて理解できるよう、周知期間を十分に設けるとともに、介助の必要な子供が入浴の機会を確保できるよう、丁寧に対応していくことが必要である。」という意見を頂いており、対応について検討していきます。</p> <p>※ 公衆浴場及び旅館業に対する維持管理の指導指針</p>
<p>6歳までではなく0歳でも混浴はすべきでないと思います。海外では、父親が女兒をお風呂に入れると幼児虐待になる国や地域もあります。</p>	
<p>7歳児が1人で公衆浴場に入浴できるとは到底思えません。成長に差があるため、一律に規制することに疑問があり、年齢の引下げに反対です。</p>	